

第3次国土利用計画（糸魚川市計画）の策定について

1 策定の趣旨

「国土利用計画法」に基づき策定するもので、国土の総合的かつ計画的な利用を図るための基本方向を示すものである。

国土利用計画（糸魚川市計画）は、全国計画及び新潟県計画を基本とし、糸魚川市の土地利用に関する行政上の指針となる計画であり、土地利用に関する諸計画の上位計画として策定する。

2 これまでの経過と今後のスケジュール

時期	対応等
令和8年6月29日	総務文教常任委員会で改訂素案を説明
7月	新潟県へ事前協議
7月～8月	パブリックコメントの実施（7/24～8/24）
8月20日	総合計画審議会で改訂素案協議
8月～9月	意見等の反映、内容精査
9月2日	総合計画審議会から市長への最終答申
9月11日	総務文教常任委員会で改訂案を説明
9月～10月	新潟県へ最終協議
10月以降	計画策定・公表